

- 公募説明会は**11：00から**開始いたします。
- **マイク及びカメラはOFFにして**開始時間までお待ちください。
- 説明後に質疑応答の時間を設けてますので、質問がある方は、挙手機能をONにしてお知らせください。
- 本日の投影資料は、NEDO HP（本公募）にも掲載しております。お手元の確認用として、適宜ダウンロードください。

2026年度

新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業
(未来型新エネ実証制度)
公募説明会資料

- 内 容 -

- ・前回公募からの主な変更点
- ・事業の概要
- ・応募要件について
- ・審査基準について
- ・提案の手続きおよび受付について

この資料は、新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業への応募をご検討されている事業者のみなさまに最低限必要な重要情報を記載しております。応募に際しては、公募要領をはじめとする関係書類を熟読してください。

2026年4月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

【実施体制の変更】

- ・**大企業単独での提案は本事業の対象外となりました。**

実施体制は、中小企業等単独、または、大企業と中小企業等が連携して取り組むものである必要がございます。

(中小企業等との共同提案であれば大企業も応募可能)

- ・「中小企業としての組合等」の提案も本事業の対象となりました。

【応募方法の変更】

応募申請フォームがJグランツに変わりました。

応募時点でのe-radの登録は不要となりました。

Jグランツにログインするには**GビズIDの登録が必要**になります。

【その他】

- ・提出書類様式の一部修正
- ・用語「助成」を「補助」に変更

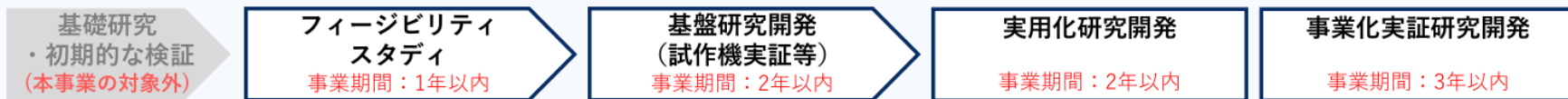
◆ 本事業の目的

再生可能エネルギー分野の導入普及に向けた研究開発を補助し、事業化・ビジネス化に結びつけます。

- 新エネ中小・スタートアップ支援制度と未来型新エネ実証制度の2つの制度で支援します。本説明会は未来型新エネ実証制度が対象です。※新エネ中小・スタートアップ支援制度の説明会は4月10日に開催予定。
- 再生可能エネルギーの主力電源化達成に資する技術分野のうち、特に政策的意義が高い分野に絞り、その早期実用化に向け、実証事業を支援します。
- 福島イノベーション・コースト構想の推進につながる研究開発の支援強化により、福島県浜通り地域の復興・再生に貢献します。

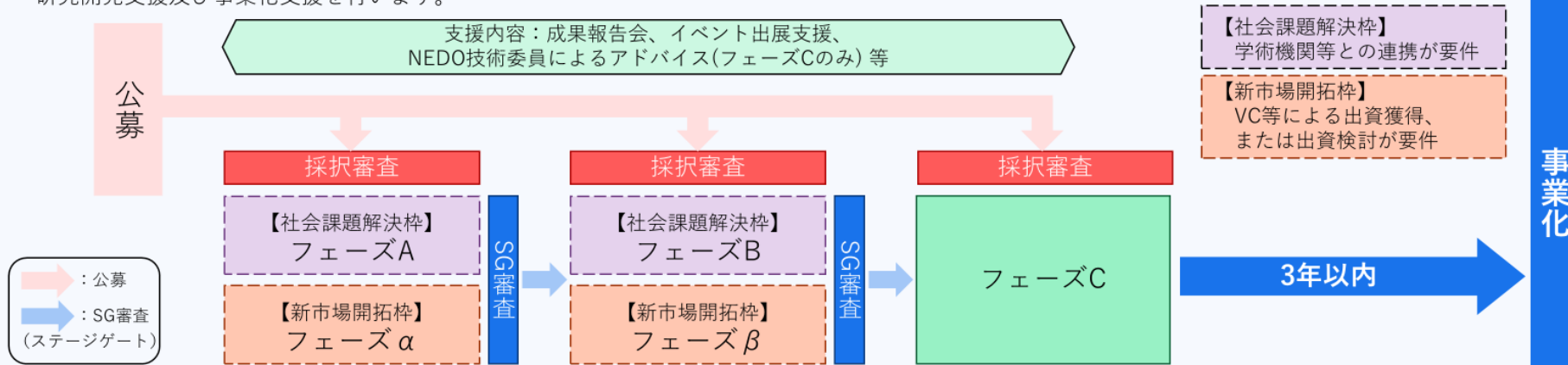
事業の概要(スキーム)

新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業 スキーム図



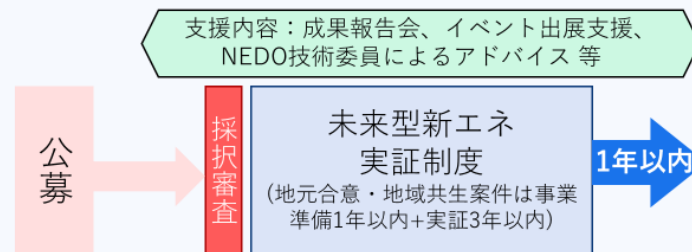
■新エネ中小・スタートアップ支援制度

新エネルギー等に関する技術シーズを有する中小・スタートアップ企業等を幅広く発掘することで、技術の開発・実用化を促進し、更なる新エネルギー等の導入促進及び今後の成長分野における起業の増加、新産業の創出を目指すものであり、これらの実現に向けた研究開発支援及び事業化支援を行います。



■未来型新エネ実証制度

発電コストの低減、地域特有の再生可能エネルギー源との共生等、再生可能エネルギーの大量導入における課題解決に向けた取組の支援を目的とし、それぞれに異なる再生可能エネルギー源の特徴を踏まえつつ、新技術の確立や新しい発電・供給システムの設計、市場の創出等に向けて、実証を支援します。



※新エネ中小・スタートアップ支援制度の説明会は4月10日に開催予定です。

【補助金額・事業期間】

制度	補助金額	補助率	事業期間
未来型新エネ実証制度 (事業化実証研究開発) (事業終了後、1年以内に事業化を目指す)	事前準備： 2,000万円 以内	中小企業等： 2/3 以内 大企業： 1/2 以内	事前準備： 1年 以内
	実証： 3億円 以内	中小企業等： 2/3 以内 大企業： 1/2 以内	実証： 3年 以内

【実施体制】

中小企業等単独、または、
大企業と中小企業等が連携して取り組むものであること。

※2026年度より、大企業単独の提案は本事業の対象外となりました。

未来型新エネ実証制度

再生可能エネルギーの主力電源化達成に資する技術分野のうち、特に**政策的意義が高い**以下を技術実証課題に設定

◆ 技術実証課題

- A. 風力エネルギー
- B. 海洋エネルギー
- C. 水力エネルギー
- D. 地熱エネルギー
- E. バイオマスエネルギー

提案分野は、風力、海洋、水力、地熱、バイオマスの5分野のうち、技術実証課題一覧表に掲げる課題に関するものとする。

A. 風力エネルギー

- A-1 陸上風力発電全般に係る課題解決、低コスト化等に資する技術開発実証
- A-2 着床式洋上風力発電全般に係る課題解決、低コスト化等に資する技術開発実証

B. 海洋エネルギー

- B-1 潮流発電、波力発電、海洋温度差発電、海流発電等、海洋エネルギー発電全般に係る実用化に向けた課題解決、低コスト化、信頼性の向上等に資する技術開発実証

C.水力エネルギー

- C-1 中小水力発電の新規開発・リプレイスにおける低コスト化、高効率化に資する技術実証
- C-2 中小水力発電の既存設備における低コスト化、高効率化に資する技術実証

D.地熱エネルギー

- D-1 発電原価低減に資する技術開発

E.バイオマスエネルギー

- E-1 バイオマス直接燃焼またはガス化による発電・熱利用の高効率化・低コスト化に資する技術開発実証（直接燃焼とガス化の共通課題）
- E-2 バイオマス直接燃焼またはガス化による発電・熱利用の高効率化・低コスト化に資する技術開発実証（直接燃焼特有の課題）
- E-3 バイオガス（メタン）による発電・熱利用の高効率化・低コスト化に資する技術開発実証

応募の要件（1/3）

（未来型新エネ実証制度（事業化実証開発））



- ア. 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- イ. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ウ. 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- エ. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- オ. 当該補助事業者が補助事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- カ. 提案分野は、NEDOが別途設定する技術実証課題に関するもの（再生可能エネルギーの大量導入に関する課題の解決に資するもの）とする。

応募の要件（2/3）

（未来型新エネ実証制度（事業化実証開発））

- キ. 実施体制は中小企業等単独または大企業と中小企業等が連携して取り組むものであること。（ここでいう中小企業等は、本公募要領8～9ページに示す「中小企業」又は「中小企業としての組合等」を指し、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、NPO法人を含まない。）
- ク. 日本国内で登記されている企業であって、本提案に係る主たる技術開発のための拠点を国内で確保できること
- ケ. 複数事業者で提案する場合は（以下、共同提案という。）、代表となる事業者を代表提案者とし、代表提案者以外の事業者を共同提案者とします。
- コ. 事業期間終了後 1 年以内での事業化を目指す具体的な内容であること。
- サ. 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を有していること。

応募の要件（3/3）

（未来型新エネ実証制度（事業化実証開発））



- シ. 事業化に当たり、具体的な知財戦略を有していること。
- ス. 実証研究を実施する場を確保していること。
- セ. 地域共生・地元合意が必要な案件については、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン※」等、関連するガイドライン上において必要とされる項目に基づき、実証研究開発実施前に行う地元合意を形成するための事前準備期間に相当する計画書を提出すること。
なお、地域共生・地元合意が必要な案件で、既に上記関連するガイドライン上において必要とされる項目に基づき実施すべき事項が完了している場合には、それを確認できる証憑を提出すること
- ソ. 予め、基礎となる技術が確立されていること。
- タ. 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

※資源エネルギー庁 2025年4月改訂。以下URL参照のこと

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

応募の要件（中小企業の定義）

中小企業とは、下表に示す「**資本金基準**」または「**従業員基準**」の**いずれかを満たす企業**であって「**みなし大企業**」（公募要領P8参照）に該当しないもの、且つ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない
みなし大企業等に該当する企業であってもカーブアウトベンチャーについては大企業として取り扱わない

- ・同一テーマで、新エネ中小・スタートアップ支援制度との併願の形で提案することはできません。また、同一の研究開発内容で既に新エネ中小・スタートアップ支援制度に採択され、事業を推進中又は終了している場合、その事業中又は事業後の目標や成果が十分達成されていない場合等にも、提案することはできません。
- ・同一提案者が、複数のテーマで提案をすることは可能です。ただし、補助事業を実施可能な体制が適切に整備されている必要があります。
- ・共同提案時は、代表提案者及び全ての共同提案者が、応募の要件を満たし、複数の者の役割分担を明確にする必要があります。
- ・代表提案者の補助対象費用は、原則として、代表提案者及び全ての共同提案者全体の対象費用の 50%以上とする必要があります。

提案に関する注意 (2/2)



- 共同研究費については、その総額は、代表提案者及び全ての共同提案者に対する補助金総額の50%未満である必要があります。
- 学術機関等における共同研究費については定額（100%）補助します。
- 海外機関及び国内の民間企業との共同研究費については、計上は認められていません。（共同研究先は学術機関等(国公立研究機関、国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、独立行政法人、公設試験研究機関及びこれらに準ずる機関)、一般財団法人、一般社団法人とします。）
- 採択に至った場合でも、補助金の交付額は審査の結果及び予算の制約等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- 本事業では、事業の一部を委託することは認めていません。

技術審査

- (ア) テーマが、従来技術や競合技術と比較して、優位性や独自性が高い技術シーズであって、基礎となる技術が確立されていること。
- (イ) 技術実証の目標が、合理的な根拠と見込み顧客のニーズに基づき、具体的かつ定量的に設定されており、選択された技術実証課題の分野における解決すべき技術実証課題が明確に示されていること。
 - * 当該技術実証課題が記載されていない場合、他項目の審査結果にかかわらず不採択。
- (ウ) 技術実証の結果として得られる製品が具備すべき性能、仕様等が、合理的な根拠に基づき、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- (エ) **テーマは、政策的意義の高い分野**であり、化石燃料の使用量削減、エネルギー需給ギャップの解消に加え、自立運転システム、非常電源、CO₂削減等に活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きい内容であること。(※再生可能エネルギー導入量、CO₂削減量、市場創出効果(金額やシェア)等の形で、具体的な成果の予測を定量的に示すこと。)
- (オ) 技術実証の計画、実施体制等が適切なものとなっており、また、**研究開発の成果が、事業期間終了後1年以内に実用化できる可能性が高いこと。**

事業化審査

- (ア) 事業化計画の内容が、市場ニーズ等を踏まえたものとなっており、競合するビジネスと比較して、優位性が高いこと。
 - * 市場ニーズや競合ビジネスに関する説明が記載されていない場合、他項目の審査結果にかかわらず不採択。
- (イ) 事業化計画の内容が、費用対効果を十分に考慮していること。
- (ウ) 製品開発に必要となる特許又はノウハウを保有している、あるいは、学術機関等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
- (エ) 事業期間終了後1年以内に事業化を達成するためのマイルストーン、ビジネスフォーメーション（協力企業、販売代理店等の社外体制も含む）と役割分担等が具体的に示されていること。

事業化審査

(オ) 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を提示すること。

また、地域共生・地元合意が必要な案件については、説明会及び事前周知措置実施ガイドライン※等、関連するガイドライン上必要な項目に基づく実証研究開発実施前に行う地元合意を形成するための事前準備期間に相当する計画が適正であるか、もしくは、既に上記関連するガイドライン上必要な項目に基づき実施すべき事項が完了している場合には、それが確認できること。

(カ) 事業化に当たり、知財戦略等が、十分に具体化されていること。

※資源エネルギー庁 2025年4月改訂。以下URL参照のこと

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

●福島イノベーション・コースト構想の対象地域で実施される提案については、採択審査段階で加点します。

具体的な要件は、下記とおりです。

- ・対象地域に会社本社の登記を行っている場合
- ・対象地域に研究拠点を有し、当該拠点にて本提案に係る研究開発を実施する場合
- ・拠点を有していないが、拠点を移す計画の妥当性をNEDOが認めた場合

●賃上げを実施することを表明した企業等に対して、採択審査段階で加点します。

事業年度のタイミングによっては、賃上げの対象年度が前後することは可とします。また、共同提案者を含む提案の場合、加点対象となるのは代表提案者が表明した場合のみとします。

●ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

2026年

3月27日（金） 公募開始

5月14日（木）正午アップロード完了

※持参、郵便、FAXまたは電子メールによる受付は不可

可能な限り、この期間のご予定を確保ください

6月中旬（予定） 財務状況等のヒアリング（中小企業等対象）

6月下旬～7月下旬（予定） 採択審査委員会

8月上旬（予定） 補助先決定

10月上旬（予定） 事業開始（交付決定通知の発出）

本事業への提案は、

- GビズIDの取得
- NEDOへの提案書類提出
(電子申請システム (Jグランツ) への申請)

の両方が必要です

※GビズIDを取得されていないとJグランツから応募できません。

GビズIDの取得は2週間以上かかる場合もあるため、GビズIDを未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

GビズIDは、デジタル庁が運営するすべての事業者を対象とした共通認証システムです。アカウントを作成すると、複数の行政サービスにログインでき業務上の電子届出や申請に使用できます。

GビズIDには3種類のアカウントがありますが、Jグランツにおける電子申請を行う場合は、「GビズIDプライム」または「GビズIDメンバー」のアカウントが必要です。

GビズIDメンバーは、GビズIDプライムから発行するものになります。そのため、**まだGビズIDプライムをお持ちでない事業者は、GビズIDプライムの申請が必要です。**

	アカウント 種別	利用可能な 行政サービス	アカウントの 作成方法
法人代表者 個人事業主	プライム	すべて	審査を行って作成 ※時間がかかる場合があります
従業員	メンバー	制限あり (小)	プライムによる作成
誰でも	エントリー	制限あり (大)	審査を行わず作成

Jグランツを利用できません

GビズIDプライムの発行までの期間、手続き方法について、
詳細は以下URLをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【公式サイト トップページ画面】



The screenshot shows the Gbiz ID website homepage. At the top left is the 'GビズID' logo. To its right are navigation links: 'ホーム', '手続きガイド', 'サポート', 'アカウント作成', and '行政サービス一覧'. On the far right is a 'ログイン' button. The main heading reads 'GビズIDで行政サービスへのログインをかんたんに'. Below this is a sub-heading: 'GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。'. There are two buttons: a blue 'GビズIDアカウントの作成をはじめる' button and a white 'GビズIDについて詳しくはこちら' button with an external link icon. On the right side of the page is a circular illustration of a person's hands holding a smartphone and a red card.

「本公募ページ」にアクセスし、「Jグランツで申請する」をクリック



国立研究開発法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構

お知らせ

2025年12月より、Jグランツでの応募受付を行います。Jグランツでの応募にはGビズIDが必要です。
[NEDO事業の公募におけるJグランツでの応募受付について](#)
あわせて、2025年12月よりe-Radの運用を一部変更します。詳細は以下を参照ください。
[NEDO事業におけるe-Radの手続きについて](#)

公募情報

NEDO事業・プロジェクトの実施者を募集しています。

2026年3月27日	技術シーズ発掘・育成 本公募	2026年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」(未来型新エネ実証制度)の公募について
2026年3月27日	技術シーズ発掘・育成 本公募	2026年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」(新エネ中小・スタートアップ支援制度)の公募について

3. 応募方法等

本ページ最下の資料欄から必要な書類をダウンロードし、以下の応募期限までに電子申請システム「Jグランツ」上で応募申請してください。なお、持参、郵送、FAX又はE-mailによる提出は原則受け付けません。余裕をもって提出してください。

応募期間：2026年3月27日（金）～2026年5月14日（木）正午

→ [Jグランツで申請する](#)

J Grants公募ページ

2026年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」(未来型新エネ実証制度)の公募

概要

制度名 P10020_新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業

補助金のキャッチコピー

補助金のサマリー 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、2026年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」（未来型新エネ実証制度）の実施者を広く一般に公募いたします。本件について受託を希望する方は、NEDO HPをご確認ください。
https://www.nedo.go.jp/koubo/FF2_100457.html

補助額上限 -

補助率

類型

条件

業種 学術研究、専門・技術サービス業

従業員数の上限 従業員数の制約なし

利用目的 研究開発・実証事業を行いたい

当サイトの代理申請 不可

詳細

公募要領

交付要綱

申請様式

対象地域

アクション	募集名	対象地域	対象地域詳細	募集期間 ↑	事業終了期限
申請フォーム	-	全国		2026/03/27 10:00 ~ 2026/05/14 12:00	-

申請フォーム

申請

申請先情報

補助金名 2026年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」（未来型新エネ実証制度）の公募
 申請フォーム名 申請フォーム

事業者基本情報

■GビズID等の事業者情報が自動入力されています。

事業形態 法人番号/事業者識別番号

法人名/屋号

代表者名/個人事業主氏名(姓) 代表者名/個人事業主氏名(名)

申請担当者の連絡先

■GビズIDのアカウント利用者情報が自動入力されています。必要に応じて修正ください。

必須 会社部署名/部署名 0 / 64

必須 担当者氏名(姓) 必須 担当者氏名(名)

必須 連絡先電話番号 必須 担当者メールアドレス

事業基本情報

■「事業の名称」は、提案件名を記載してください。

■「事業開始日の決定方法」は、「交付決定日から開始」を選択してください。なお、実際の事業開始日は別途NEDOが指定した日となりますのでご確認ください。

■「事業終了日」は、提案の事業終了日を選択してください。公募要領で実施期間が定められている場合は、その事業終了日を選択してください。（実施期間が年度表記の場合は、終了年度の末日（3月31日）を選択。）

■委託事業の場合は、「補助事業に要する経費（合計）」、「補助対象経費（合計）」及び「補助金交付申請額（合計）」については、提案書に記載された事業期間全体の合計額を入力（全ての欄に同一の提案総額を入力）ください。

■補助事業の場合は、「補助事業に要する経費（合計）」、「補助対象経費（合計）」の欄には、提案書に記載された事業期間全体の合計額（但し、NEDO負担の合計額）を入力し、「補助金交付申請額（合計）」には、合計額のうちNEDO負担の金額を入力してください。

Jグランツ申請フォーム

事業者基本情報

■GビズID等の事業者情報が自動入力されています。

事業形態	法人番号/事業者識別番号
法人名/屋号	
代表者名/個人事業主氏名(姓)	代表者名/個人事業主氏名(名)

申請担当者の連絡先

■GビズIDのアカウント利用者情報が自動入力されています。必要に応じて修正ください。

必須 会社部署名/部署名	
必須 担当者氏名(姓)	必須 担当者氏名(名)
必須 連絡先電話番号	必須 担当者メールアドレス

事業者基本情報は
GビズIDの登録情報
が自動入力されます

**申請担当者は、公募に関連する重要な情報の連絡先となります。
必ず連絡の取れる方を記入してください。**

J Grants申請フォーム

事業基本情報

- 「事業の名称」は、提案件名を記載してください。
- 「事業開始日の決定方法」は、「交付決定日から開始」を選択してください。なお、実際の事業開始日はご留意ください。
- 「事業終了日」は、提案の事業終了日を選択してください。公募要領で実施期間が定められている場合、（実施期間が年度表記の場合は、終了年度の末日（3月31日）を選択。）
- 委託事業の場合は、「補助事業に要する経費（合計）」、「補助対象経費（合計）」及び「補助金交付申請額（合計）」に記載された事業期間全体の合計額を入力（全ての欄に同一の提案総額を入力）ください。
- 補助事業の場合は、「補助事業に要する経費（合計）」、「補助対象経費（合計）」の欄には、提（目）社負担分+NEDO負担分の合計値を入力し、「補助金交付申請額（合計）」には、合計額のうちNEDO負担分を入力してください。
- 「補助事業に要する経費（合計）」「補助金交付申請額（合計）」「補助対象経費（合計）」は半角力でできません。

必須 事業の名称

必須 事業開始日の決定方法

交付決定日から開始

指定日から開始

事業終了日

事業開始日（指定日から開始）

「指定日から開始」

必須 補助事業に要する経費（合計）

必須 補助対象経費（合計）

必須 補助金交付申請額（合計）

事業開始日の決定方法は、「交付決定日から開始」を選択してください。

必須 提案内容

0 / 300

0 / 600

■責任者名（法人毎に列記してください。調査の場合は業務管理者（統括責任者含む）、研究開発の場合は研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者含む）。補助事業の場合は主任研究者。）

必須 責任者名（所属部署・職名含む）

0 / 300

■利害関係者無しの場合は「無し」と記載

必須 利害関係者

0 / 300

必須 本事業へ提案いただいた時点で、NEDOの「課題設定型産業技術開発費補助金交付規程」に同意したものとみなします。最終の意思確認として、以下のチェックボックスにチェックを入れてください。

はい

責任者名は「主任研究者」を記載して下さい

添付資料一式

必須 添付資料一式

ファイルを選択

公募要領のとおり添付資料一式を添付ください

提出書類を一つのzipファイルにまとめて、こちらに添付してください

申請担当者にNEDOから自動配信メールが届く



申請完了時

送信元 J Grants <no-reply@jgrants-portal.go.jp>
件名 補助金申請が提出されました([事業の名称]:「[補助金名]」)

本文

こちらはJ Grants事務局です。

下記の申請が「申請済み」になりました。

補助金名: [補助金名]
事業名称: [事業の名称]
提出申請: [申請フォーム名]

[\[該当の申請画面URL\]/\[申請フォームのSFID\]/\[フォーム入力情報のSFID\]](#)

上記URLをクリックし、申請内容をご確認ください。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

不備あり

差戻し時

送信元 J Grants <no-reply@jgrants-portal.go.jp>
件名 補助金申請が差戻しされました([事業の名称]: [補助金名]-[申請フォームの種別])

本文

こちらはJ Grants事務局です。

下記の申請が「差戻し対応中」になりました。

補助金名: [補助金名]
事業名称: [事業の名称]
提出申請: [申請フォーム名]
差戻し/棄却コメント: [差戻し/棄却コメント]
※差戻し/棄却コメントに、添付されたファイルがあります。

[\[該当の事業詳細画面URL\]/\[申請事業のSFID\]/\[フォーム入力情報のSSID\]](#)

上記URLをクリックし、修正等の操作を実施ください。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

※差戻し理由は本メールのコメント欄、
または個別のメールにて案内します

NEDO担当者が提案書類の不備がないことを確認した後、個別に
応募者へ「受理完了メール」を送信します。

以上をもって、応募完了とします。

提出書類（未来型新エネ実証制度）



○・・・提出必須 △・・・対象者のみ（提出任意）

資料番号	提出書類	提出形式	代表提案者	共同提案者	共同研究先
1	提案用書類等チェックリスト	Excel	○	-	-
2	事業の要旨	PDF	○	-	-
3	別添1：提案書	PDF	○	-	-
4	別添2：主任研究者研究経歴書	PDF	○	○	○
5	別添3：提案者情報	Excel	○	-	-
6	別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	PDF	△	-	-
7	別添5：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料	PDF	△	-	-
8	別添6：福島イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト	PDF	△	-	-
9	別添7：ユーザー候補からの推薦書	PDF	△	-	-
10	別添8：実証設備設置に係る合意書	PDF	○	-	-
11	様式1：情報項目ファイル・積算表	Excel	○	-	-
12	様式1-2：積算表（地域共生明細）	Excel	○（※1）		
13	様式2：財務項目ファイル（資金計画、資金繰り表、財務データ）	Excel	○（※2）	○（※2）	-
14	直近3年度分の財務諸表（※3）	PDF	○	○	-
15	直近3年分の納税証明書	PDF	○（※2）	○（※2）	
16	履歴事項全部証明書（一通）	PDF	○	○	-

（※1）損益計算書は、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書も含めて提出ください。

（※2）資料番号 12、14 の提出書類は、補助率 2/3 を適用する事業者のみ提出ください。

（※3）・損益計算書は、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書も含めて提出ください。

地域共生・地元合意の費用がある場合：以下2種類の全事業期間の項目別明細表を作成ください。

- **様式 1** : 事業全体で発生する総費用の明細を記載
(地域共生・地元合意費用 + 実証費用の明細)
- **様式1-2** : 地域共生・地元合意費用だけの明細を記載

(例) 補助総額 (NEDO負担額) 1億円・・・**様式 1**

(内訳)

















地域共生・地元合意の費用 : 2,000万円・・・**様式1-2**

実証の費用 : 8,000万円

地域共生・地元合意費用がない場合は「様式1-2」の提出は不要です。

資料の提出について

以下のように資料番号ごとにファイルを分割してそれぞれ作成し、これらを1つのZip fileにまとめてUpload下さい。

-  ①提案用書類等チェックリスト（2025年度未来型）
-  ②事業の要旨
-  ③別添1：提案書
-  ④別添2：主任研究者研究経歴書
-  ⑤別添3：提案者情報
-  ⑥別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
-  ⑦別添5：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料
-  ⑧別添6：福島イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト
-  ⑨別添7：ユーザー候補からの推薦書
-  ⑩別添8：実証設備設置に係る合意書
-  ⑪様式1：情報項目ファイル・積算表
-  ⑫様式1-2：積算表（地域共生明細）
-  ⑬様式2：財務項目ファイル（資金計画、資金繰り表、財務データ）
-  ⑭直近3年分の財務諸表
-  ⑮直近3年分の納税証明書
-  ⑯履歴事項全部証明書

提出書類

○・・・提出必須 △・・・対象者のみ（提出任意）

資料番号	提出書類	提出形式	代表提案者	共同提案者	共同研究先
1	提案用書類等チェックリスト	Excel	○	-	-
2	事業の要旨	PDF	○	-	-
3	別添1：提案書	PDF	○	-	-
4	別添2：主任研究者研究経歴書	PDF	○	○	○
5	別添3：提案者情報	Excel	○	-	-
6	別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	PDF	△	-	-
7	別添5：事業開始年度の賃金を引	PDF	△	-	-
8	別添6：福島イノベーション・コース	PDF	△	-	-
9	別添7：ユーザー候補からの推薦	PDF	△	-	-
10	別添8：実証設備設置に係る合	PDF	○	-	-
11	様式1：情報項目ファイル・積算表	Excel	○	-	-
12	様式1-2：積算表（地域共生明細）	Excel	○（※1）		
13	様式2：財務項目ファイル（資金計画、資金繰り表、財務データ）	Excel	○（※2）	○（※2）	-
14	直近3年度分の財務諸表（※3）	PDF	○	○	-
15	直近3年分の納税証明書	PDF	○（※2）	○（※2）	
16	履歴事項全部証明書（一通）	PDF	○	○	-

共同提案の場合、赤枠に示す資料を提案者毎に作成ください。それ以外の資料は、代表提案者が取りまとめの上、作成ください。

（※1）損益計算書は、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書も含めて提出ください。

（※2）資料番号 12、14 の提出書類は、補助率 2/3 を適用する事業者のみ提出ください。

（※3）・損益計算書は、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書も含めて提出ください。

補助対象費用（費目）

経費区分	種別	対象
I. 機械装置等費	1. 土木・建設工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うために必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費	補助事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費。
	3. 保守・改造修理費	プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として、価値を高め、又は、耐久性を増す場合)、修理(主として、現状を回復する場合)に必要な経費。
II. 労務費	1. 研究員費	補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費	補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(正社員も可)。
III. その他経費	1. 消耗品費	補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。 (資産登録を行わない試作品製造に必要な経費を含む。)
	2. 旅費	補助事業を実施するために特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費及び交通費。 ※学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示すること。
	3. 外注費	補助事業の実施に必要な加工、分析、部品／ソフトウェア製作等の請負外注に係る経費。 ※研究開発要素がある業務は、外注することができません。
	4. 諸経費	上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等。

※生産設備は対象外

人件費

固定資産登録しないもの

地元合意を形成するための事前準備期間中における 補助対象費用（費目）



経費区分	種別	対象
Ⅰ. 機械装置等費	1. 土木・建設工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等
	2. 機等製作	<p style="background-color: yellow; border: 2px solid red; padding: 5px;"> 地元合意のための事前準備期間中に費用計上可能なのは、「労務費」及び「その他経費」のみとなります。 </p>
	3. 保守・改造修理費	
Ⅱ. 労務費	1. 研究員費	補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費	補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(正社員も可)。
Ⅲ. その他経費	1. 消耗品費	補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。 (資産登録を行わない試作品製造に必要な経費を含む。)
	2. 旅費	補助事業を実施するために特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費及び交通費。 ※学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示すること。
	3. 外注費	補助事業の実施に必要な加工、分析、部品／ソフトウェア製作等の請負外注に係る経費。 ※研究開発要素がある業務は、外注することができません。
	4. 諸経費	上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等。

人件費

固定資産登録しないもの

- ・補助事業で取得した財産は、管理が義務付けられております。
- ・補助事業で取得した財産の所有権は補助事業者にあります。補助事業期間中の使用は補助金交付の目的に沿った研究に限られます。
- ・事業終了後の取得財産の取り扱いについては以下の留意点があります。

①財産の処分や転用

他研究への転用、商用生産、廃棄、貸与など、補助事業者が補助金の交付を受けた研究以外に使用する際は、NEDOの事前承認が必要です。

②納付金

処分内容によっては、納付金が必要となります。

③取得財産の処分制限期間

昭和53年通商産業省告示第360号を準用します。事業者の固定資産台帳等と整合させてください。

④対象財産

使用期間が1年以上且つ取得価格が単体50万円以上（消費税抜）の財産です。

取得財産の管理②

補助事業終了後の処分制限期間中の取得財産の取り扱いについて

補助先	財産の扱い		承認申請	残存簿価相当額の納付
目的内使用	交付決定の内容の研究開発に引き続き使用		不要	
目的外使用	研究開発要素あり	研究開発に支障がない範囲で他の事業等に一時的に使用	承認申請が必要	不要
		当該補助事業に関連しない研究開発等において使用		納付必要【注】
	研究開発要素なし	商業生産に使用		
使用中止	廃棄、売却等（特別な事情の説明が必要）			

【注】中小企業が補助事業の成果を活用して実施する事業に使用（商用転用）する場合、財産処分に係る納付を免除する場合がある。

《提案書の受付期間》

2026年5月14日（木）正午

アップロード完了です

※持参、郵便、FAXまたは電子メールによる受付は行いません

《提出先》

Web入力フォーム（J Grants）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXptMAH?wfid=a0XJ2000006hWRJMA2>

● 本事業内の重複申請

- ・同一事業者が複数の提案をすることは可能です。
- ・採択に至った場合でも、補助金の交付額は審査の結果及び予算の制約等により提案額から減額して交付決定することがあります。

● 重複補助の排除

- ・**同一のテーマ**について、既に他の補助を受けていると認められる場合は、提案者に事実関係を確認の上、**申請の取り下げを求めることがあります。**
- ・同一のテーマについて、他の補助と**同時に提案することは可能**ですが重複受給はできません(採択された場合は、ご相談ください)。
- ・「提案者」「共同研究先」のいずれかに所属する研究者等において**「不合理な重複」**及び**「過度の集中」**が発生している場合は、提案者に事実関係を確認の上、申請の取り下げを求めることがあります。

お問い合わせ先

2026年5月13日（水）まで、
平日10：00～12：00及び13：00～17：00に対応致します。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
再生可能エネルギー部 シーズ発掘・事業化支援ユニット

メールアドレス：venture-pfg1@ml.nedo.go.jp

※問い合わせは、原則、E-mailのみで受け付けます。

※電話対応をご希望の場合、E-mailにお名前、電話番号、問い合わせ内容を記載の上、ご連絡ください。事務局より折り返しお電話をします。

本事業への公募に関し、年間通じて随時相談を受け付けております。事業者様が事業化を計画している技術が本事業に該当するか判断できない、或いは提案書の書き方がよくわからない、等々お気軽にご相談ください。

但し、公募期間中においては当該公募への応募を検討している事業者様からの相談は、公平性の観点から受け付けておりません。次回以降応募を検討されている事業者であれば、公募期間中でも相談可能です。

なお、事業HPに掲載の「事前相談様式」（或いは類似の既存資料）をを事前に事務局宛送付いただけますと、スムーズに相談いただけますので、ご検討ください。

https://www.nedo.go.jp/activities/CA_00251.html